

# Pervasive Software Inc. PSQL v12 Server Edition Standby Server Set 使用許諾契約書

---

重要:本契約書と Pervasive Software Inc. PSQL v12 使用許諾契約書の記載内容に差異がある場合は本契約書が優先されます。同封のソフトウェアまたはダウンロードしたソフトウェアをインストールする前に、この PSQL 使用許諾契約書(以下、「本契約書」)をお読みください。本ソフトウェアをインストール、または他の人にインストールを許可することによって、お客様、およびお客様が本ソフトウェアのインストールを許可された人は、本契約の条件を受け入れることになります。本契約の条件に同意されない場合は、本ソフトウェアのインストールまたは使用を停止し、本ソフトウェアに関して (I) 物理メディアとして入手された場合は、購入後 10 日以内にソフトウェアのパッケージ一式を購入元にご返却くださるか、あるいは (II) 電子的に入手された場合は、ダウンロードされたファイルをすべて破棄されれば、購入代金を払い戻します。

以下に述べるように、本ソフトウェアを使用することは、本ソフトウェアのオンラインによる認証および検証の間に一定のコンピューター情報を伝送することを承諾することとなります。

改定日:2014年11月25日

## 1.定義

1.1 「パーベイスブ」とは、デラウェア州法人である 12365 Riata Trace Parkway, Building B, Austin, Texas (U.S.A.) 78727 に所在の Pervasive Software Inc. をいいます。

1.2 「お客様」とは、本契約に従って本ソフトウェアの使用を許諾される個人または法人をいいます。

1.3 「通信ネットワーク」とは、多数の独立した「装置」の相互通信を可能にするデータ通信システムを指し、そのインターナル ブリッジおよびそれに物理的に接続したワークステーションを含みます。

1.4 「ローカル エリア ネットワーク」または「LAN」とは、お客様の社内において情報を伝達するために私設回線を通じてアクセス可能な通信ネットワークを指しますが、お客様のイントラネットまたはインターネットは含まれません。

1.5 「クライアント ソフトウェア」とは、本契約に従ってパーベイスブから入手され、演算装置上で稼動するソフトウェア(すべてのアップデートを含む)で、当該の装置を通信ネットワークに組み込むことで通信ネットワークを介してサーバー ソフトウェアへアクセスできるようにするものをいいます。

1.6 「Workstation/Workgroup Edition」とは、お客様が本契約に従ってパーベイスブから入手する(適用されるすべてのアップデートを含む) PSQL Workstation または Workgroup Edition ソフトウェアをいいます。

1.7 「Server Edition」とは、お客様が本契約に従ってパーベイスブから入手する(適用されるすべてのアップデートを含む) PSQL Server Edition ソフトウェアで、通信ネットワークに組み込むことができるサーバー上で稼動するものをいいます。

1.8 「Vx Server Edition」とは、お客様が本契約に従ってパーベイスブから入手する(適用されるすべてのアップデートを含む) PSQL Vx Server Edition ソフトウェアで、通信ネットワークに組み込むことができるサーバー上で稼動するものをいいます。

1.9 「サーバー ソフトウェア」とは、お客様が本契約に従ってパーベイスブから入手する(適用されるすべてのアップデートを含む) Server Edition、Vx Server Edition または Workstation/Workgroup Edition をいいます。

1.10 「評価版ソフトウェア」とは、後述の 2.3 項に掲げる目的のために、パーベイスブからダウンロードすることによって、あるいは別の方法で入手された期間限定のサーバー ソフトウェアをいいます。

1.11 「サーバー」とは、スタンドアロンの計算システムまたは通信ネットワーク経由でリモート操作できるシステムとして、サーバー ソフトウェアを実行させる単独の計算システムをいいます。これには、プライマリ ネットワーク サーバー、フェイル オーバー サーバー、仮想（またはその他のエミュレーション）サーバーが含まれますが、これらに限定されません。

1.12 「ドキュメント」とは、サーバー ソフトウェアまたはクライアント ソフトウェアと共にパーベイシブから提供される、電子形式または印刷形式のマニュアルおよびその他の資料を指します。

1.13 「イントラネット」とは、お客様の社内、子会社または遠隔の事務所において情報を伝達するために私設回線を通じてアクセス可能な通信ネットワークをいいますが、インターネットへの接続は含まれません。

1.14 「インターネット」とは、情報の伝達のために公衆回線を通じてアクセス可能なコンピューター通信のネットワークをいいます。

1.15 「同時ユーザー ライセンス」とは、本契約に基づいて Server Edition または Workstation/Workgroup Edition に対し許諾されるライセンスの一種をいいます。このライセンスは同時ユーザー数に制限があり、その他の点では本契約の条件に従います。該当する場合に応じて「Server Edition 同時ユーザー ライセンス」または「Workstation/Workgroup Edition 同時ユーザー ライセンス」といいます。同時ユーザー ライセンスに基づいた、適切なサーバー ソフトウェアにアクセスする同時ユーザー数を正しく追跡できず、下記 11.4 項に従って適切な「記録」が保持できない場合、お客様は同時ユーザー ライセンスを購入することはできません。

1.16 「同時ユーザー」とは、サーバー ソフトウェアにアクセスして使用することをお客様により許可されたエンド ユーザー、またはサーバー ソフトウェアにアクセスして使用できるようにお客様が設定した、人間が操作しない装置をいいます。

1.17 「ユーザー数」とは、お客様が購入したライセンスについて指定され、Server Edition または Workstation/Workgroup Edition に同時にアクセスして使用することを許可された、同時ユーザーの数をいいます。本契約に基づいて使用を許諾された同時ユーザー数にかかわらず、サーバーにアクセスできる同時ユーザー数は、オペレーティング システムで制限されている最大同時接続数を限度とします。

1.18 「Vx Server Edition 容量ベース ライセンス」とは、本契約に基づいて Vx Server Edition に対し許諾されるライセンスの一種をいいます。このライセンスは「使用データ」によって制限され、下記 2.1.c 項で個別に記述されているとおり使用することができます。その他の点では本契約の条件に従います。

1.19 「マルチサーバー ライセンス」とは、本契約に基づいて許諾される「Server Edition 同時ユーザー ライセンス」または「Vx Server Edition 容量ベース ライセンス」をいい、お客様が購入したライセンスに指定された数のサーバー上で、Server Edition または Vx Server Edition（該当する方）をインストールして使用することができます。

1.20 「使用データ」とは、お客様が購入されたライセンスに指定された、Vx Server Edition で同時に開くことができるデータ ファイルの合計サイズをいいます。

1.21 「装置」とは、単一の計算システムをいい、仮想（またはその他のエミュレーション）デバイスも含まれますが、これに限定されません。

1.22 「アップデート」とは、パーベイシブによって提供される、サーバー ソフトウェアまたはクライアント ソフトウェアに対する修正プログラム、更新プログラム、その他の修正をいいます。

## 2.ライセンス

### 2.1 ライセンスの許諾。

a. Server Edition のライセンスの許諾。 お客様が Server Edition を適切に入手された場合、パーベイスは本契約の条件に従い、次の非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可かつ取り消し可能な権利をお客様に許諾します。

(i) 単独のサーバー上で Server Edition を使用する権利、(ii) Server Edition の使用に伴ってクライアントソフトウェアおよびドキュメントを使用する権利、(iii) Server Edition 同時ユーザー ライセンスに関して、ユーザー数を超えない同時ユーザーの総数が、Server Edition に同時にアクセスして使用することを許可する権利。Server Edition 同時ユーザー ライセンスに基づいて、お客様はお客様の社内業務目的に限り Server Edition を使用することができます。同時ユーザー ライセンスに基づく、Server Edition にアクセスする同時ユーザー数を正しく追跡できず、下記 11.4 項に従って適切な記録が保持できない場合、お客様は Vx Server Edition ライセンスを購入しなければなりません。(iv) Server Edition Standby Server Set ライセンスに関して、1 台のプライマリ サーバーで本 Server Edition を使用する権利、また、プライマリ サーバーで障害が発生した場合には、フェイルオーバー サポートにのみ利用される 1 台のスタンバイ サーバーで、一時的に本 Server Edition を使用する権利。本 Server Edition を、プライマリ サーバーとスタンバイ サーバーで同時に使用することはできません。プライマリ サーバーとスタンバイ サーバーは共に同一の構内に設置する必要があります。

b. Workstation/Workgroup Edition のライセンスの許諾。 お客様が Workstation/Workgroup Edition を適切に入手された場合、パーベイスは本契約の条件に従い、次の非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可かつ取り消し可能な権利をお客様に許諾します。(i) 単独のサーバー上で Workstation/Workgroup Edition を使用する権利、(ii) Workstation/Workgroup Edition の使用に伴ってクライアントソフトウェアおよびドキュメントを使用する権利、(iii) Workstation/Workgroup Edition 同時ユーザー ライセンスに関して、ユーザー数 5 を超えない同時ユーザーの総数が、Workstation/Workgroup Edition に同時にアクセスして使用することを許可する権利。Workstation/Workgroup Edition 同時ユーザー ライセンスに基づいて、お客様はお客様の社内業務目的に限り Workstation/Workgroup Edition を使用することができます。同時ユーザー ライセンスに基づく、Workstation/Workgroup Edition にアクセスする同時ユーザー数を正しく追跡できず、下記 11.4 項に従って適切な記録が保持できない場合、お客様は Vx Server Edition ライセンスを購入しなければなりません。

c. Vx Server Edition のライセンスの許諾。 パーベイスは、お客様が Vx Server Edition を適切に入手された場合、本契約の条件に従い、次の非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可かつ取り消し可能な権利をお客様に許諾します。(i) Vx Server Edition マルチサーバー ライセンスに従って購入した数のサーバー上で Vx Server Edition を使用する権利、または Vx Server Edition マルチサーバー ライセンスを購入していない場合は、単独サーバー上で Vx Server Edition を使用する権利。いずれの場合も、容量ベース ライセンスにおいて購入した「使用データ」の合計に従います。(ii) Vx Server Edition の使用に伴ってクライアントソフトウェアおよびドキュメントを使用する権利。本契約にこれと反するいかなる規定があろうと、Vx Server Edition を、“SaaS (サービス型ソフトウェア)”として使用すること、アプリケーション サービス プロバイダー環境、および/またはインターネットもしくはイントラネット上で使用すること、またはマルチプレキシング (多重化、下記に定義) によって使用することに制約はありません。

d. クライアントソフトウェア ライセンスの許諾。 パーベイスは、本契約の条件に従い、次の非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可かつ取り消し可能な権利をお客様に許諾します。(i) サーバー ソフトウェアにアクセスして使用する目的に限り 1 台以上の装置上でクライアントソフトウェアを使用、複製する権利、(ii) クライアントソフトウェアの使用に伴ってドキュメントを使用する権利。

e. 保険ソフトウェア。 お客様が Server Edition または Vx Server Edition のライセンスを適切に許諾されていて、当該のソフトウェアを実行しているサーバーに障害が起きた場合、パーベイスは、本契約において許諾され適用されるライセンスに従って、契約期間につき最大連続 7 日間で連続して 3 回までに限り、パーベイスが提供する当該ソフトウェアの交換用コピー (以下、「保険ソフトウェア」) を使用するための非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可かつ取り消し可能な権利をお客様に許諾します。保険ソフトウェアには、適用期間が終了するとこれを操作不能とする制限用の仕組みが含まれています。

f. 開発者プログラム ライセンス。 お客様がサーバー ソフトウェアに対する開発者プログラム ライセンスを適切に購入された場合、パーベイスは、PSQL エンジンを使用するアプリケーションの開発に限定してサーバー ソフトウェアを使用する非独占的、譲渡不能、サブライセンス不可かつ取り消し可能な権利をお客様に許諾します。開発者ライセンスには、ライセンスの作成から（インストールからではなく）1 年後にライセンスを実施不能にする制限用の仕組みが含まれています。お客様が開発者ライセンスのみを所有している場合、お客様は当該ライセンスに基づいて実稼動環境および商業目的のためにサーバー ソフトウェアを使用することはできません。

2.2. マルチプレキシング（多重化）。 お客様が、接続をプールし、情報をリルートし、直接サーバー ソフトウェアにアクセスするかサーバー ソフトウェアを使用するデバイス、サーバーもしくはユーザーの数の削減、またはサーバー ソフトウェアが直接管理するデバイス、サーバーもしくはユーザーの数の削減（場合により「多重化」または「プーリング」と呼ばれる）を行うためにハードウェアまたはソフトウェアを使用する場合、お客様は Vx Server Edition 容量ベース ライセンスを購入する必要があります。

2.3 評価版ソフトウェア。「評価版ソフトウェア」は、サーバー ソフトウェアの内部評価およびテスト目的に限って、お客様にライセンスされるサーバー ソフトウェアです。お客様は、お客様のテスト環境以外でこの評価版ソフトウェアを配布および展開することはできません。いかなる場合も、評価版ソフトウェアを開発、実稼動または商業目的に使用することはできません。

2.4 本ソフトウェアのプレリリース版。 本契約に基づいてお客様に提供される評価版ソフトウェアが、パーベイスによってプレリリース版またはベータ版（以下、「プレリリース版」）と指定されている場合、お客様はかかるプレリリース版に瑕疵が含まれることがあることを了承するものとします。本契約書に例え反する条項が記載されている場合でも、パーベイスおよびそのサプライヤーは、お客様によるかかるプレリリース版の使用に関連するいかなる損害についても責任を負いません。パーベイスは、いかなるときもプレリリース版を市販する義務を負いません。

2.5 オープン ソース ソフトウェア。 サーバー ソフトウェアにはサード パーティ製のオープン ソース コード ソフトウェア（以下「オープン ソース ソフトウェア」）が含まれています。本契約に基づいて提供されるオープン ソース ソフトウェアは、当該オープン ソース ソフトウェアの使用許諾条件に従って提供されます。パーベイスは、オープン ソース ソフトウェアの一部としてお客様に提供したソフトウェアを、同様の機能を持つソフトウェアと差し替える権利を有します。オープン ソース ソフトウェアに関連する使用許諾条件では、パーベイスがお客様にオープン ソース ソフトウェアの著作権およびライセンス情報を提供することが必要です。サーバー ソフトウェアに含まれ、かつパーベイスから入手可能なオープン ソース ソフトウェアの一覧、適用される使用許諾条件、および、オープン ソース ソフトウェアの入手方法（サーバー ソフトウェアの一部としてお客様に提供されていない場合）は、サーバー ソフトウェアの notice.txt ファイルもしくは同様のファイル、および/または添付ドキュメントに記載されています。オープン ソース ソフトウェアの使用許諾条件と異なる本契約の条項は、パーベイスのみによって提示されたものであり、他の第三者によって提示されたものではありません。すべてのオープン ソース ソフトウェアは「現状のまま」提供され、パーベイスは、オープン ソース ソフトウェアに関するすべての保証を否認します。これには商品性、権原、権利侵害のないこと、および特定の目的への適合性の保証を含みますが、これらに限定されません。いかなる場合もパーベイスおよびそのライセンサーは、契約、過失またはその他の不法行為であるかを問わず、オープン ソース ソフトウェアの使用または実行に関連して発生した直接的、間接的、結果的、偶発的、懲罰的、または特別な損害やその他のいかなる損害についても、たとえ、パーベイスまたはそのライセンサーが損害の可能性について通知されていたとしても、また、損失または損害が予測可能であったかどうかにかかわらず、一切の責任を負いません。この制限は、適用法がかかる制限を禁止する限度において、パーベイスまたはそのライセンサーの過失から生じる死亡や人身傷害に対する賠償責任には適用されません。

2.6 アップデートのライセンス条項。 パーベイスが提供する利用可能なアップデートはすべてサーバー ソフトウェアまたはクライアント ソフトウェアの一部と見なされ、本契約の条件に従うものとします。アップデートには追加のライセンス条項が付随する場合があります。アップデートをインストール、コピー、またはその他の方法で使用することにより、お客様は当該アップデートに付随する条項に従うことに同意するものとします。当該アップデートに付随

する追加ライセンス条項に同意しない場合は、アップデートをインストール、コピー、またはその他の方法で使用することはできません。

### 3.制限

お客様はサーバー ソフトウェアおよびドキュメントを、当該ドキュメントに従って使用することができます。お客様は、サーバー ソフトウェアおよびドキュメントを不正な複製または使用から保護するために必要なあらゆる処置をとるものとします。サーバー ソフトウェアのソース コードは、パーベイスブおよびそのライセンサーの企業秘密を表現および包含しています。本ソフトウェアのソース コードと包含された企業秘密は、お客様に使用が許諾されるものではなく、それらを改変、追記または削除することは固く禁じられています。お客様は、サーバー ソフトウェアの逆アセンブル、逆コンパイル、またはその他の方法でリバース エンジニアリングしないものとします。ただし、この制限にかかわらず、かかる行為が準拠法により明示的に許可されている場合はこの限りではありません。本契約で明示的に許可された場合を除き、お客様はサーバー ソフトウェアまたはドキュメントもしくはそれらの一部の使用、貸与、賃貸、サブライセンスの提供、配布、譲渡、複製、複製、展示、修正、派生物の創作、共同使用または処分を行わないものとします。パーベイスブの書面による明示的な同意がある場合、または第 2 条で Vx Server Edition に対し明示的に許可される場合を除き、マルチプレキシングまたは以下を目的としてサーバー ソフトウェアを使用することはできません。(1) 第三者にサーバー ソフトウェアへのアクセスもしくはその使用を許可すること。または第三者に利益を与えるために何らかの方法でサーバー ソフトウェアを使用する、サーバー ソフトウェアにアクセスする、もしくはアクセスさせること。これにはサービス ビューロー、SaaS、ASP またはその他類似したホスト環境で Server Edition を稼動することを含みますが、これに限定されません。(2) ホスティングまたはアプリケーション サービス プロバイダー (ASP) のサービス、サービス型ソフトウェア、サービス ビューロー、マーケティング、トレーニング、アウトソーシング サービスもしくはコンサルティング サービス、または、Server Edition に関連するその他商用サービスを提供するもしくは運営するためにサーバー ソフトウェアを使用すること。サーバー ソフトウェアを、他のソフトウェア アプリケーション (パーベイスブの認定再販業者や OEM などから) のバンドル版あるいは組み込み版として入手された場合、サーバー ソフトウェアは当該のソフトウェア アプリケーションでのみ使用が可能です。

### 4.認証、検証

サーバー ソフトウェアを使用するためには、サーバー ソフトウェアを使用するための認証を取得する必要があります。「認証」は、サーバー ソフトウェアの使用を特定のサーバーに関連付けます。認証後、パーベイスブはサーバー ソフトウェアの使用が認証されていること、およびサーバー ソフトウェアが適切にライセンスされていることを確認 (以下、「検証」) します。検証は、サーバー ソフトウェアが再起動されたときには定期的に繰り返し行われ、またサーバー ソフトウェアのインストール、アンインストール、アップデートおよびライセンス管理操作の実行時にも行われます。パーベイスブがサーバー ソフトウェアを検証できないときは、ほとんどの場合、使用を停止または終了させる前に (サーバー ソフトウェアからの警告またはログによって) その旨をお客様に通知し、サーバー ソフトウェアの有効なライセンスを取得できるようにします。ライセンスが無効であるにもかかわらずパーベイスブがサーバー ソフトウェアの使用の停止または終了を行わないとしても、それによって、お客様がサーバー ソフトウェアを未認証で使用することについてパーベイスブが有する権利または救済手段を放棄するものではありません。お客様がサーバー ソフトウェアをアンインストールし、別のサーバーに再インストールする場合、その移動時、またはその後のアップグレード処理時に、お客様は再度そのサーバー ソフトウェアのオンライン認証および/または検証を要求されることがあります。明確にするため付記すると、マルチサーバー ライセンスに従って許可されている場合を除き、追加ライセンス料を支払うことなくサーバー ソフトウェアをコピーすること、またそのコピーをサーバーにインストールすることはできません。認証時およびその後の検証時に、サーバー ソフトウェアはそのサーバー ソフトウェアとサーバーに関する情報をパーベイスブに送信します。パーベイスブに送信される情報には、(i) 製品の認証キー、(ii) ホスト名、ハードドライブのシリアル番号、NIC カード MAC アドレス、BIOS ファームウェア、CPU の種類や OS の種類など、サーバーのハードウェア構成から得られる情報、また (iii) 既存または過去のパーベイスブ インストールや同様のアイテムに関する情報が含まれますが、これらに限定されません。サーバー ソフトウェアの認証および検証処理中にどのような情報が送信されるかについての詳細については、<http://www.agtech.co.jp/products/pervasive/> を参照してください。お客様は、サーバー ソフトウェアおよびドキュメントを使用することにより、サーバー ソフ

トウェアの認証および/または検証処理時にこの情報を送信することを承諾します。

## 5. 所有権

サーバー ソフトウェアおよびドキュメント (複製物を含む) の権利、権原および権益の一切の所有権、ならびにこれらに具体化されるすべての知的所有権は、パーベイシブおよびそのライセンサーのみに帰属します。お客様に提供されるものは、本契約に基づくお客様の権利を行使できるようにすることのみを目的としています。サーバー ソフトウェアは使用を許諾されるもので、販売されるものではありません。パーベイシブおよびそのライセンサーは、お客様に明示的に許諾していないすべての権利を留保します。本書でお客様に明示的に付与される権利を条件として、本契約のいかなる条項も、パーベイシブまたはそのライセンサーの商標、著作権または企業秘密の一切の権利、権原もしくは権益を、直接または間接的を問わずお客様に譲渡または付与するものと解釈されるものではありません。

## 6. 商標

サーバー ソフトウェアまたはドキュメント上にあるパーベイシブおよびそのライセンサーの著作権表示、商標表示およびその他の所有権表示は、削除したり、またいかなる方法によっても改ざんしたり、不明瞭にしたりすることはできません。お客様には、パーベイシブまたはそのライセンサーの商標、サービスマークまたは商号を登録または登録しようとする権利はありません。また、その他の権利表示をサーバー ソフトウェアやドキュメントに追加する権利もありません。

## 7. 譲渡

お客様は、本契約に基づく一切の権利、義務または利益を、全部または一部を問わず、またその方法の如何にかかわらず、パーベイシブの書面による事前の許可なしに譲渡することができず、またいかなる譲渡の試みも無効となります。第三者による吸収合併またはその他の買収は譲渡として扱われます。パーベイシブは、お客様の承諾を得ることなく、本契約に基づく権利および義務のすべてまたは一部をいつでも譲渡することができます。

## 8. 契約期間および契約終了

本契約は、お客様がサーバー ソフトウェアをダウンロードまたはインストールした日に発効し、終了するまで有効に存続します。評価版ソフトウェアに関する本契約の期間は、評価版ソフトウェアのダウンロード時に提供されるキーによって制御されます。ただし、パーベイシブから書面による明示的な承認を受けない限り、いかなる場合も評価版ソフトウェアのライセンス期間がインストール日から 30 日を超えることはありません。お客様は、ドキュメントおよびサーバー ソフトウェアをそのすべての複製および改作物とともに破棄することにより、本契約をいつでも解除することができます。お客様が本契約のいずれかの条項の遵守を怠った場合、パーベイシブから通知されることなく、本契約は直ちに終了するものとします。パーベイシブにより本契約が終了となった場合、お客様は、サーバー ソフトウェアをメディアにて入手された場合はそのメディアを返却し、その他すべてのサーバー ソフトウェアおよびドキュメントの複製を破棄し、また求めに応じて、かかる破棄が行われたことをパーベイシブに対して証明するものとします。本契約の 2.3 ~ 2.5 項、第 3、5、7、8 条、9.2、9.3 項、第 10 条 および 第 11 条ならびに第 12 条の条件は、本契約の終了後も引き続き効力を有するものとします。

## 9. 限定保証

9.1 デジタル メディアおよびドキュメント。サーバー ソフトウェアの購入時にデジタル メディアまたはドキュメントが破損もしくは物理的に欠陥のある状態にあり、それらが購入から 10 日以内にパーベイシブに返品されたときは、パーベイシブはお客様に代品を無料で提供することを保証します。本 9.1 項は、本 9.1 項の限定的保証の違反に関する唯一の救済です。

9.2 保証の否認。 パーベイシブは、本契約に基づいてサーバー ソフトウェアを「現状のまま」という条件でお客様にライセンス許諾します。本契約の 9.1 項で明示的に記述されている場合を除き、パーベイシブは、サーバー ソフトウェアおよびドキュメントに関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明、条件設定および保証も行いません。パーベイシブは商品性、権原、非侵害保証、特定目的への適合性、または業務上の取引もしくは使用の過程で生じる適性等について、いかなる表明、条件設定および保証も行わないことを明言し、お客様はこれを了承するものとします。

9.3 危険性の高い業務。 サーバー ソフトウェアはフォールトトレラントではなく、原子力施設、航空機の航行・通信システム、航空管制、直接的生命維持装置または兵器システムの操作など、サーバー ソフトウェアの障害が死亡、人身傷害、または重大な物理的もしくは環境的な損害を直接引き起こすような、フェイルセーフの性能が関係する危険な環境（以下、「危険性の高い業務」）において、オンライン制御装置として使用または再販されるために設計、製造または意図されているものではありません。パーベイシブおよびそのサプライヤーは、危険性の高い業務への適合性についての明示または黙示の保証を明確に否定します。

## 10.責任の限定

10.1 本契約、サーバー ソフトウェアまたはドキュメントに起因もしくは関連するパーベイシブの賠償責任総額は、本契約に基づいてパーベイシブがお客様からサーバー ソフトウェア代金として受け取った合計金額を上限とします。

10.2 間接損害。 パーベイシブまたはそのライセンサーは、いかなる場合も、保証、不法行為、製造物責任その他の理論にかかわらず、パーベイシブまたはライセンサーがかかる損害の可能性について通知されていた場合であっても、また、その損失または損害が予測可能であったかどうかにかかわらず、本契約に起因または関連する間接的、偶発的、典型的、懲罰的、特別または結果的な損害について、お客様に対する賠償責任を負いません。この制限は、適用法がかかる制限を禁止する限度において、パーベイシブまたはそのライセンサーの過失から生じる死亡や人身傷害に対する賠償責任には適用されません。救済がその基本的な目的を達成できない場合であっても、本条の制限は適用されるものとします。

## 11.一般的な条項

11.1 準拠法。 本契約は準拠法の選択についての規定を除き、米国テキサス州法に準拠し、同法に従って解釈されます。本契約は、国際物品売買契約に関する国連条約 (United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods) の適用を明示的に排除します。

11.2 完全合意。 本契約は、本契約の内容に関するお客様とパーベイシブとの間の完全な了解と合意を定めたものであり、両当事者の署名した文書によってのみ修正されるものとします。ベンダー、販売店、代理店、小売店、販売員その他の者は、本契約を修正する権限、またはサーバー ソフトウェアに関して本契約と異なるもしくは本契約の追加となる保証、表明または約束を行う権限を有しません。

11.3 権利放棄。 本契約に基づく一切の権利の放棄は、パーベイシブの正式に権限が与えられた代表者が署名した書面によらない限り無効となります。契約違反または不履行に起因して過去または現在の権利が放棄された場合も、本契約によって発生する将来の権利の放棄とは見なされないものとします。

11.4 監査。 お客様は、サーバー ソフトウェアにアクセスする同時ユーザーの数がサーバー ソフトウェアのライセンスされているユーザー数を超えないことを保証する責任があります。また、サーバー ソフトウェアの使用を中止した後も最低 5 年間は、本契約の規定に従ってサーバー ソフトウェアを使用したことを文書で十分に証明できる記録、ログおよびその他の資料（以下、「記録」）を保持するものとします。パーベイシブは合理的な通知を行った上で、かかる記録を監査する権利を有します。

11.5 可分性。 本契約のいずれかの条項が無効または法的強制力なしと判断された場合は、当該の条項が無効または法的強制力なしとならないようにするために必要な範囲において、その条項を解釈、制限、修正、または必要に応じて切離するものとし、本契約の他の条項はそれによって影響を受けないものとします。

11.6 輸出規制。 サーバー ソフトウェアまたはその基礎となる情報もしくは技術は、ダウンロードまたはその他の方法によって、(i) 米国が交易を禁止している国（またはその国民や居住者）、(ii) 米国財務省特定国籍業者リスト (List of Specially Designated Nationals)、米国商務省の輸出拒否リスト (Table of Denial Orders)、米国商務省のミサイル、核・化学・生物兵器拡散組織リスト (Entity List of Missile, Nuclear, and Chemical and Biological Weapons Proliferators) または米国国務省の外国テロ組織リスト (Foreign Terrorist Organization List) に記載された個人もしくは団体に対して輸出および再輸出することはできません。お客様は上記の内容に同意し、お客様が当該国に所在せず、当該国の支配下になく、当該国の国民または居住者ではなく、当該リストに載っていないことを表明し、保証するものとします。またサーバー ソフトウェアは、米国法および米国政府の輸出規制の対象となり、輸出または再輸出をする前に明示的な輸出許可が必要となることがあります。その場合、お客様は必要となるかかる明示的な輸出許可書を取得するものとします。

11.7 米国政府機関のエンド ユーザー。 お客様が米国政府の機関、省、またはその他の組織（以下、「政府」）である場合、サーバー ソフトウェアおよびドキュメントの使用、コピー、複製、リリース、修正、開示、または譲渡について、軍以外の機関は FAR (Federal Acquisition Regulation) 12.212、軍機関は DFARS (Defense Federal Acquisition Regulation Supplement) 227.7202 に従って制限されます。サーバー ソフトウェアおよびドキュメントは、商用コンピューター ソフトウェアおよび商用コンピューター ソフトウェア説明文書です。サーバー ソフトウェアおよびドキュメントの使用は、本契約の条項またはその修正後の条項に基づいて制限されます。請負業者/製造業者は、12365 Riata Trace Parkway, Building B, Austin, Texas 78727 に所在する Pervasive Software Inc. です。

11.8 オペレーティング システム。 お客様は、サーバー ソフトウェアと共に使用するオペレーティング システムまたはその他のソフトウェアに適用されるライセンス契約について、お客様の責任において完全に遵守するものとします。

11.9 サーバー ソフトウェア上で実行したベンチマーク試験またはその他の性能試験の結果を、パーベイシブの書面による事前の許可なしに、第三者に開示することはできません。

11.10 本契約は日本語を使用言語とします。

## 12. JAVA RUNTIME ENVIRONMENT

インストールのオプションによっては、サーバー ソフトウェアには Oracle Corporation（以下、「オラクル」）の JAVA SE RUNTIME ENVIRONMENT (JRE) 7 が含まれることがあります。JAVA SE RUNTIME ENVIRONMENT (JRE) 7 には、オラクルのバイナリ コード ライセンス契約書が適用されます。PSQL v12 の使用許諾契約書に同意することにより、お客様はオラクルによる JAVA SE RUNTIME ENVIRONMENT (JRE) VERSION 7 および JAVAFX RUNTIME のバイナリコード ライセンス契約書および補足ライセンス条項の条件にも同意したものとします。この契約書はサーバー ソフトウェアの「バージョン情報」、notice.txt ファイルもしくは同様のファイル、あるいは同梱のドキュメントに記載されています。